

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月9日

【会社名】 株式会社カイカ

【英訳名】 C A I C A I n c .

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴木 伸

【本店の所在の場所】 東京都目黒区大橋一丁目5番1号

【電話番号】 03-5657-3000 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務人事部部長 内藤 哲

【最寄りの連絡場所】 東京都目黒区大橋一丁目5番1号

【電話番号】 03-5657-3012 (直通)

【事務連絡者氏名】 総務人事部部長 内藤 哲

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年1月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成30年1月30日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

現行定款第2条（目的）を変更するものであります。

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、八木隆二、鈴木伸、山口健治、佐藤元紀、川崎光雄、幾石純及び島村和也の7名を選任するものであります。

第3号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替え、欠損の補填に充当するものであります。

1．資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

資本金の額8,940,292,426円のうち7,940,292,426円

資本準備金の額11,440,092,750円のうち10,440,092,750円

(2) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成30年3月1日（予定）

2．剰余金処分の内容

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金14,357,757,466円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金14,357,757,466円

(3) 増加後の剰余金の項目及びその残高

その他資本剰余金4,022,627,710円

3．日程

(1) 取締役会決議日平成29年12月22日、平成29年12月26日及び平成29年12月29日

(2) 株主総会決議日平成30年1月30日

(3) 債権者異議申述最終期日平成30年2月28日（予定）

(4) 効力発生日平成30年3月1日（予定）

第4号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し、特に有利な条件によりストックオプションとして新株予約権を割り当てること及び当該新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	1,251,649	8,705	0	(注) 1	可決 99.31
第2号議案 取締役7名選任の件					
八木 隆二	1,243,695	16,626	0	(注) 2	可決 98.68
鈴木 伸	1,243,326	16,995	0		可決 98.65
山口 健治	1,243,556	16,765	0		可決 98.67
佐藤 元紀	1,242,847	17,474	0		可決 98.61
川崎 光雄	1,243,318	17,003	0		可決 98.65
幾石 純	1,243,442	16,879	0		可決 98.66
島村 和也	1,243,309	17,012	0		可決 98.65
第3号議案 資本金及び資本準備 金の額の減少並びに 剰余金の処分の件	1,248,818	11,503	0	(注) 2	可決 99.09
第4号議案 ストックオプション として新株予約権を 発行する件	1,228,216	32,141	0	(注) 1	可決 97.45

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。